

社会安全学部 安全マネジメント学科

◆ 社会安全学部で取得できる教員免許状の種類と教科

免許状の種類	免許教科
中学校教諭一種免許状	社会
高等学校教諭一種免許状	公民

◆ 教職関係科目（自由科目）の履修制限単位

履修制限単位外で春学期 16 単位、秋学期 16 単位以内です。

※「教育実習事前指導」1 単位・「教育実習（一）」2 単位・「教育実習（二）」2 単位は含まず。

◆ 教員免許状取得に必要な単位

免許状を取得するにあたっては、次の①～③の条件を充たす必要があります。

- ① 学士の資格を有する（学部を卒業する）こと
- ② 下記A～Dの所定の単位を修得すること

A	B	C 教科及び教科の指導法に関する科目		D
文部科学省令 に定める科目 8 単位	教育の基礎的理解に 関する科目等 中学 3 1 単位以上 高校 2 7 単位以上 ※必修科目の修得が条件	C-1 各教科の指導法 中学 8 単位以上 高校 4 単位以上 ※教科別に修得が必要	C-2 教科に関する 専門的事項 20 単位以上 ※必修科目の修得が条件 ※教科別に修得が必要	大学が独自に 設定する科目 ※必修科目はなし (任意選択)

右の合計 59 単位の
計算に含めません。



B + C + D の合計が 59 単位以上になるよう修得すること。

③ 介護等体験を終えること（中学校教諭免許状取得の場合のみ）

小学校または中学校教諭普通免許状取得申請にあたっては、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、社会福祉施設 5 日間、特別支援学校 2 日間の合計 7 日間の介護等体験を行い、体験先機関が発行する証明書が必要となります。

（注）介護等体験は、3 年次以上で実施します。事前指導に出席することが必須条件となります。

A ～ **D** の科目の詳細は、以下を参照してください。

A 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目）

文部科学省令に定める科目	法定単位	左記に対応する本学の授業科目	単位数	備考	(注 1)
日本国憲法	2	日本国憲法	2		★
体 育	2	健康・スポーツ科学実習 a (各種目)	1	「健康・スポーツ科学実習a(各種目)」、 「健康・スポーツ科学実習b(各種目)」、 「健康・スポーツ科学実習c(各種目)」の 3科目のうち、いずれか1科目を含め て、これら4科目より2単位以上を修得	
		健康・スポーツ科学実習 b (各種目)	1		
		健康・スポーツ科学実習 c (各種目)	1		
		健康・スポーツ科学論	2		
外国語コミュニケーション	2	英語 I a	1		
		英語 I b	1		
情報機器の操作	2	IT 実習	2		

(注 1) 教育実習履修条件科目。教育実習を 4 年次で履修する前年度までに★印の科目は、必ず修得すること。

B 教育の基礎的理解に関する科目等

[必修科目]

免許法施行規則第4・5条の科目名	左記科目に含めることが必要な事項	法定単位数		左記に対応する 本学の授業科目	本学の必修単位数		配当年次	備考	(注5)
		中	高		中	高			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原理	2	2	1		◇
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職概説	2	2	1		◇
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育制度論	2	2	2		◇
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			人権教育論	2	2	2		★
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			教育心理学	2	2	2		◇
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育論	1	1	3		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			カリキュラム開発論	2	2	3		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育の理論と方法	2	—	2	(注1)	
	総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の時間の指導法	1	1	3		
	特別活動の指導法			特別活動論	2	2	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			教育方法・技術論	2	2	2		◇
	生徒指導の理論及び方法			生徒・進路指導論	2	2	3		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談論	2	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習事前指導	1	1	3	(注2)	★
				教育実習（一）	2	—	3・4	(注1) (注3)	
				教育実習（二）	2	2	4	(注3)	
				教職実践演習（中等）	2	2	4	(注4)	
合計		27	23		31	27	—		

- (注1) 高等学校免許取得希望者が、当該科目を修得した場合は、その単位を「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができます。
- (注2) 「教育実習事前指導」を履修する学期に、次年度教育実習受講資格取得見込みであることが必要です。
- (注3) 「教育実習（一）」、「教育実習（二）」を履修するには、当該年度に卒業見込みであることが必要です。
- (注4) 「教職実践演習（中等）」を履修する学期に、教員免許状を取得見込みであることが必要です。
- (注5) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに「★印=すべて修得」「◇印=該当科目から2科目4単位以上修得」すること。

C-1 各教科の指導法 ※ 取得希望免許教科に関するものを修得すること。

法令科目区分	授業科目	本学の必修単位数		配当年次	備考	(注1)
		中	高			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	〇〇科教育法（一）	2	2	2		★
	〇〇科教育法（二）	2	2	2		★
	〇〇科教育法（三）	2	—	3	(注2)	
	〇〇科教育法（四）	2	—	3	(注2)	

- (注1) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに★印の科目は、必ず修得すること。
- (注2) 高等学校免許取得希望者が、当該科目を修得した場合は、その単位を **C-2** 「教科に関する専門的事項」の単位に算入することができます。